

# 令和6年（2024年）年末調整について

「年末調整」とは、1年間（1/1～12/31）の給与に係る源泉所得税について、扶養控除・生命保険料控除等の各種控除を確定させることで、1年間の所得税を計算し、月々の給与で預かった源泉所得税の過不足を精算することです。

年末調整の対象となる方は、事業所が給与を支払っている役員・従業員の方で、年末まで在籍した方です。なお、下記に該当する方は対象となりません。

- ①年間の給料収入が2,000万円を超える方
- ②2ヶ所以上から給与の支払を受けていて従たる給与の方
- ③その他所定の方

毎月、給与から所得税を徴収しているのに、年末調整をする必要があるのは、徴収している所得税は、あくまでも概算の金額であり、正確な所得税額が分かるのは、1年間の収入や「差し引くもの」がきちんと決まる年末になってから確定するためです。

例えば、毎月光引きされている社会保険料は徴収されている所得税の計算に反映されていますが、個人で支払っている、国民年金・国民健康保険等は反映されておりませんので、年末調整で過不足が生じます。上記のように会社で把握できないものに関して、書類（扶養控除申告書・給与所得者の保険料控除申告書）を提出して税額を確定します。

## 昨年と比べて変わった

**令和6年の税制改正により、令和6年度分の所得税の特別控除「定額減税」が実施されています。**

定額減税には「月次減税」と「年調減税」の2つがあり、「月次減税」は既に6月以降に支払われる給与から減税が行われています。

「年調減税」とは年末調整時の定額減税のことで、年末調整の対象者が受けられる減税制度となり、その概要は次のとおりです。

### 1. 年調減税の対象者

原則として年末調整の対象となる人です。年末調整の対象とならない従業員（給与収入2,000万円以上など）は、年調減税の対象外となります。

従来と同様に下記の申告書等を従業員から提出してもらいます。

- ・扶養控除等（異動）申告書
- ・基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書
- ・保険料控除申告書

### 2. 年調減税の一般的な流れ

#### ①年調減税額の計算

年調減税の対象者となる従業員について、年調減税額の計算に必要な「同一生計配偶者」と「扶養親族」の人数を確認し、一人当たり3万円で年調減税額を計算します。

※定額減税では、16歳未満も扶養親族となるので注意が必要です。

（年調減税の計算例）

従業員に妻（同一生計配偶者）と15歳の子供（16歳未満の扶養親族）一人の場合  
3万円（本人分）＋3万円（妻）＋3万円（子）＝ 年調減税9万円

## ②年調所得税額の計算

従業員の年調所得税額（年末調整で計算された年間の所得税額）を計算します。

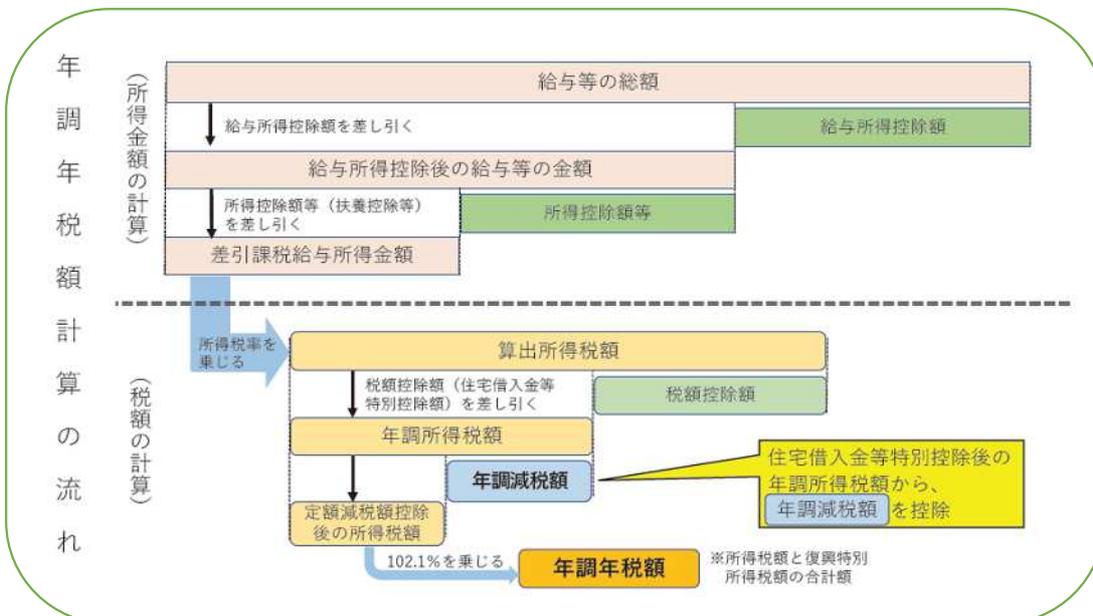
年調所得税額は、所得税額で復興特別所得税は除外します。また、住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合は、本控金額を差し引いた後の税額となります。

## ③年調減税額の控除

年調減税額を年調所得税額から控除します。

控除後の金額に102.1%を乗じて復興特別所得税を含めた年調年税額を算出し、過不足の精算を行います。

年調減税の計算方法は下記イメージの通りです。



引用：国税庁

## 主な書類の変更内容

国税庁から公表された変更されている年末調整関係書類及び主な変更内容は次のとおりです。

### ○令和6年分 給与所得者の保険料控除申告書

次の記載欄が削除されます。

1. 「生命保険料控除」欄の「保険金等の受取人」欄のうちの「あなたとの続柄」欄
2. 「地震保険料控除」欄のうちの「保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している者等の氏名」に係る「あなたとの続柄」欄
3. 「社会保険料控除」欄の「保険料を負担することになっている人」欄のうちの「あなたとの続柄」欄

### ○令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書

「給与所得者の基礎控除申告書」及び「給与所得者の配偶者控除等申告書」に定額減税に係る記載欄が追加

### ○令和7年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

簡易な給与所得者の扶養控除等申告書としても利用できるように、レイアウト修正がされました。

ご不明点等ございましたら、担当者までお問い合わせ下さい。